

神戸市環境影響評価審査会専門部会 会議録

日 時	令和元年 12 月 11 日（水） 10:00～12:40
場 所	環境局研修会館
議 題	（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定に関する審議
出席者 27 名	◇専門部会委員：5 名 太田委員，川井委員，武田委員，楨村委員，山下委員
	◇環境局職員：10 名 斉藤環境保全部長，中村環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長， 岡部自然環境担当課長 他 6 名
	◇事業者：12 名 アイリスパートナーズ株式会社 古越代表取締役社長 株式会社センターポイント・ディベロップメント 吉川代表取締役 他 10 名
公開・ 非公開	非公開

○開会

【自然環境担当課長】 神戸市環境影響評価審査会専門部会を開催いたします。本日は，（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定に関する審議を予定しております。

本事業の判定に関する審議につきましては，これまで2回の審査会を開催してご審議いただきましたが，本日は専門部会にてご審議いただくこととしていきます。それでは，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

それでは，議事に入らせていただきたいと思います。はじめに，部会長・副部会長の選出を行います。部会長，副部会長につきましては，部会委員の互選により定めることとなっています。事務局より，部会長に山下会長，副部会長に川井副会長を推薦いたしますが，いかがでしょうか。

《異議なし》

それでは、山下会長に部会長を、川井副会長に副部会長をお願いいたします。
それでは、これ以降の議事進行を山下部会長をお願いいたします。

【議長】 本日の議事では、事業者から貴重な動植物などを含む追加説明をいただいた後、審査会意見の形成に関する議論を行います。これらの情報につきましては、神戸市情報公開条例第10条第5号に定める事務事業執行情報、及び第10条第4号に定める審議・検討等情報に該当するため、本日の審議は非公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

それでは、本日の審査会は非公開とさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。事務局から参考資料3、4について説明をお願いします。

《事務局より、

参考資料3 アセス手続の要否の判定に係る考え方

参考資料4 (仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクトの環境影響評価
手続の流れ

を説明》

【議長】 続いて、(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定願に関する追加資料についてご説明いただくため、事務局は事業者を入室させてください。

《事業者入室、事務局より事業者紹介》

【議長】 それでは、事業者より、資料のご説明をお願いします。

《事業者より、資料5 (仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る
判定願添付資料の追加説明資料 を説明》

【議長】 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【委員】 付け替え後の太陽と緑の道は、倉庫の間を通っていくような感じになるのでしょうか。

【事業者】 北に向かって歩道の右側が法面、左側が道路になります。

【委員】 倉庫の壁面だけを見るような歩道であれば、少し修景していただいたほうがよいのではないのでしょうか。

【事業者】 歩道の両側は歩道と高低差があるので法面になりますが、そこは緑化する予定です。

- 【委員】 歩道に近接する景観ですので、そのあたりに配慮していただきたいと思えます。何もしないのであれば、工場群の中を通ってくるような印象になると思えます。
- 【委員】 付け替え後の道の管理は、市に移管されるのですか。また、付け替え後の道の周辺部分の維持管理は、事業者がされるのですか。
- 【事業者】 はい、そうです。
- 【委員】 太陽と緑の道の付け替えの経緯はよく理解できました。ただ、現状の道はもちろん道として存在するだけではなく、植生や動物の移動もあるわけです。ですから、人が通る道としての意味と、生物の連続性という意味の両方から考えないといけないと思えます。
- 付け替えた後、現在の太陽と緑の道の西側は法面になりますが、そこと西宮市側の流通施設との間の尾根筋はどういう形で残るのですか。
- 【事業者】 基本は現状のまま残ります。
- 【議長】 今のご質問は、現在の太陽と緑の道は、以前のご説明では立入禁止にすることでしたが、その場合に今ある幅4メートル前後の道自体が一体どういう状態になるのかというご質問だと思いましたが、その点いかがでしょうか。
- 【事業者】 現在の太陽と緑の道は、付け替え後もそのまま残します。ただ、そのまま放っておくと、人が通らなくなって草が生え放題になってしまうことが予想されますので、年1回程度の草刈りを継続することによって、できるだけ現状の環境を維持できるような形で保全していきたいと考えています。
- また、中間あたりにギンランの保全地が残りますので、北と南の生物的な連続性のエリアとして考えていきたいと思っています。
- 【委員】 一番狭いところでどれぐらいの幅になりますか。
- 【事業者】 人が歩いた跡と言いますか、草などが全く生えていなくて、土が見えている状態の場所が、一番狭い所で2メートルぐらいになります。
- 【委員】 断面図の赤線で示している敷地境界の東側も法面ですか。
- 【事業者】 敷地境界から東側の阪神流通団地までの間は法面状ですが、そこは昔のまま木が生えた状況がずっと連続して残っています。
- 【委員】 実際にどれぐらいの幅の植生がそこに残るのかということが資料を見てもわかりません。もちろんこの資料は、事業区域内のことだけを書いておられるのでそうなることはわかりますが、生物への影響ということを考えると、周辺の環境がどうなるかということも、かなり大きな要素になると思えます。
- 【事業者】 場所によっては樹林があるところもありますし、10メートル以上の幅があるところもあります。
- 【委員】 むしろ狭いところの幅が気になります。
- 【事業者】 狭いところでも、5メートルぐらいの幅の法面があります。
- 【委員】 自然の植生になっていると理解していいですか。

- 【事業者】 資料5の2ページの断面図で、事業区域東側の形状をイメージしていただくとおもいます。
- 【委員】 事業区域の東側は法面になっていますが、ここにも自然植生が残っているのでしょうか。
- 【事業者】 はい。法面の先の急激に落ちているところから、阪神流通団地の敷地になっていて西宮市域になります。
- 【委員】 生物にとっては、市境や事業区域の境界は関係ありません。現状がどうなっているかということと、造成後にできた植生なのか、もともと山だったのかということが質問の趣旨です。
- 【事務局】 資料3の7ページをご覧くださいほうがわかりやすいかもしれません。
- 【委員】 コナラが生えているようですが、これは元からあったのでしょうか。
- 【事業者】 西宮市側の開発の後に生えたものです。今でも部分的に草刈りされているようなところがあり、そういったところは草原性の種や、ササ群落が維持されている状況です。
- 【委員】 管理主体はどこになりますか。
- 【事業者】 管理主体は、基本的に事業者です。地元のまちづくり協議会の方々が、地域の草刈りなどを現在行っておられるので、そことも連携しながらやっていきたいと思っています。
- 【委員】 おそらく、草刈りだけではギンランの生育環境は維持できないと思います。放っておくと林が暗くなってしまうので、そのあたりの管理も必要になってくると思います。そういったことも含めて、具体的な維持管理計画を立ててほしいと思います。
- 【事業者】 事業者としても、草刈りだけではなく、現地の環境の変化も見ながら、可能な限りの管理をしていきたいと思っています。
- 【委員】 先日、この近くの別の所でサンショウウオを見てみましたが、やはりかなり違う種でした。今年の2月に、カスミサンショウウオは分類学的には本州には存在しないという研究論文が発表されました。兵庫県からも、カスミサンショウウオと言われていた種が、セトウチサンショウウオとヒダサンショウウオとサンインサンショウウオに分けられて、レッドデータブックのリストが変更されたという記者発表が今週ありました。
- 今までカスミサンショウウオとして一つにまとめられていたのだから、どうせ似たようなものだろうと思われるかもしれませんが、種によって生態がかなり違って、既に文献としても出ています。
- 今回調べられた三重県の集団は、おそらくヤマトサンショウウオだと思えますが、かなり生態が違います。非常に頑張って調べられてきたと思いますが、一つ問題なのは、そのノウハウが別の種についてのものであるということです。他の種の事例を参考にして、これで大丈夫だろうと判断するのはかなり危ない

と思います。着工までに現地調査をすることも書かれているので、それで少しは埋め合わせできるかもしれませんが、三重県の事例をもとに、集団を維持するのに十分な保全地面積が確保できていると考えるのは、非常にリスクがあります。三重県の事例では、1シーズンで6対から12対しか卵塊が出てきていませんが、これでは1つのアクシデントがあっただけで全滅です。これは参考になりません。

それからもう一つ、この三重県の事例をあまり知りませんが、池の水質の維持管理を工夫されているのではないかと思います。水たまりとして放置して、そのまま維持できるのであれば、それはかなり運がいいことだと思いますが、私が気になるのは水質の変化です。特に、周辺を造成したときに、例えば水素イオン濃度が変わったり、懸濁物質が流入するようになったりすると、図面上でどれだけきれいなビオトープをつくっても、ほとんど用をなしません。

それからもう一つ重要なことは、林があって日陰があれば、サンショウウオが生存できるというものではありません。生きものですから餌を食べないといけません。しかも、日本には季節がありますから、季節が変わっても餌の供給があるような環境がセットで維持されるかということが重要です。今回の場所でそれをどうやって維持するのかということを考えることが非常に重要なポイントだと思います。

資料5の7ページ「4. 結論」の最後に「事後モニタリングを行い、保全池周辺の生息環境を順応的に整備していく」とありますが、意味がよくわかりません。この事後モニタリングというのはどれぐらいの期間実施する予定ですか。それから、順応的に整備するというのは、どういうことですか。

【事業者】 別の場所でカスミサンショウウオを飼育して、現地に段階的に供給していくことを考えていますが、それらが定着するまでの間は事後モニタリングを続けていきたいと考えております。

また、実際にビオトープをつくった後、年によって池の状況が変わることが考えられますので、水位を調節したり、サンショウウオが産卵しやすいような環境に整備していくようなことを考えています。

【委員】 何年ぐらいのスパンで考えているのですか。

【事業者】 三重県の事例では、定着するのに5年ぐらいかかっているということでしたので、それと同じぐらいの期間を考えています。

【委員】 それは、たまたま5年だっただけです。それからもう一つお聞きしますが、定着したということは、何をもって判断しますか。

【事業者】 毎年産卵する状況になれば、一定の定着と考えていいのではないかと考えております。

【委員】 一桁台を含む卵塊がたまたま毎年出ているということをもって、定着したと考えていいのでしょうか。

- 【事業者】 現状としては、一桁台でも保全できればいいのではないかと考えています。
- 【委員】 いや、一桁台だとゼロになる確率はものすごく高いですよ。それでは、もう一つ聞きますが、日本両棲類研究所とコンサルティング契約を結んでいろいろと実施されるとのことですが、それは何年契約ですか。
- 【事業者】 現時点では、具体的に何年という計画はありません。ただ、どのような状態になれば定着したと考えられるのかといったことも含めて、日本両生類研究所の助言もいただいて決めていきたいと考えています。
- 【委員】 これ以上言っても答えが出ないので、もう結構です。
- 【委員】 後背林が7,000㎡あるとのことですが、地図でいうとどの部分ですか。
- 【事業者】 前回審査会で説明した資料3の7ページで、後背林2万2,000㎡と表記しましたが、7,000㎡というのは事業区域に一番近いところだけを指しています。
- 【委員】 後背林の一番狭くなった部分がネズミムギ群落になっており、その間を移動できるのでしょうか。また、後背林の形について、三重県の事例では一塊で残っていますが、ここは細長くなっています。一塊で丸い形だと湿気が多い部分が出てきますが、細長い形状だと乾燥してきます。それを同じように扱っているのかどうか、単純に面積だけで判断していいのかと思います。さらに、後背林はすべて事業区域外ですので、将来にわたって維持される保証はあるのでしょうか。
- 【事業者】 事業区域外の土地に関しては、市街化調整区域ですので、市街化区域に変更されない限りは開発されませんし、地元のご協力がいただけるエリアでもあるので、一定の担保はできているのではないかと考えています。
- 後背林の形状については、日本両棲類研究所からも助言を受けました。生息範囲を考えると、中心から半円形の大きさで考えるべきであって、細長いエリアはまた違うということをお聞きしております。確かに甘い計算だと言われるかもしれませんが、数的に一定の広さがあるところをお示したものです。
- 【委員】 ビオトープ予定地で、カスミサンショウウオは確認されていますか。
- 【事業者】 現状は確認されておりません。
- 【委員】 そうであれば、そこで生息できる保証はないのではないですか。
- 【事業者】 ですから何段階かに分けて移植しないと定着しないと思われしますので、日本両棲類研究所で育てていただいた卵塊を何年かに分けて移植していきたいと思っています。
- 【委員】 卵塊がないということは、元々そこにいないということですよ。
- 【事業者】 現時点では確認されておりません。
- 【委員】 今の時点で確認されていないということは、いないと考えざるを得ないのではないですか。生きものというのは食欲なもので、生息できる場所にはどんどん進出します。あらゆる場所に進出して行って、住める場所は最大限使

おうとするのが、全ての地球上の生きものの特性です。それがいないということは、少なくともそこが今生存できる環境ではないということです。ビオトープを作っている手を入れて生存できるようにするつもりかもしれませんが、最大限できることは数年間そこにいることができるようにするだけであって、ずっとそこに定着し続けるかどうかということは全く別の話です。それを日本両棲類研究所がこれで大丈夫だとおっしゃるのであれば、そちらのほうがかなり問題があると思います。ですから、先ほどから何年ぐらい管理するつもりかということについて、かなりこだわってお聞きしているのです。そのあたりをきちんと実行しないと、いい材料を投入して最善の手を尽くしたとしても、将来にわたって生息環境を維持することは難しいと思います。

【事業者】 事業者としては、日本両棲類研究所からいろいろなご指導をいただきながら、カスミサンショウウオがここに定着するまで、とにかく何年でも頑張っけていきたいという気持ちでいます。

今ここにカスミサンショウウオが存在していない理由としては、この池自体に外来種の魚などがたくさんいるため、現状では生息に適した環境ではないということがあげられると思います。

ですからそれらを全て除去した後、人工的なものにはなりますが、改めてビオトープをつくることによって生息環境を整えたいと思っています。

後背林に関しても、竹林が混ざっているようですので、今後、日本両棲類研究所とともに現地を確認しながら、竹林の除去と、新たに住みやすい環境をつくることも含めてやっていきたいと思っています。後背林の土地所有者には事前にご相談させていただいていますので、十分に協力していただけるという確信もっています。

【委員】 今、住めるようにすると言われましたが、そうであれば水質というのはどのように考えていますか。

【事業者】 これも、日本両棲類研究所と一緒にやっていきたいと思っています。三重県の事例では、上流の側溝からの雨水などを貯水タンクにためて、それを定期的に池に流したり、渇水期には水道水で補っているとのことでした。

なお、三重県の後背林につきましては、確かに形は立派ですが、実質的には竹やぶになっていて、そこ自体は後背林として機能するとは考えていないとのことでした。もともと実験的に600㎡の範囲の中で実験的に飼ってみようということから始めて、それから5年経った以降はずっと定着していて、2、3年後には産卵も確認されたとのことでした。小さな範囲の中で実施されているので、個体数が少ないのは仕方ないかもしれませんが、管理者が毎回きちんと見つけられなかったということもあったようです。苦労された話をお聞きしたり、残っている資料を見せていただいたりして、いろいろな助言をいただきました。

今後、事業区域内で産卵期の2～3月に卵塊を確保して、日本両棲類研究所

と一緒にスタートしていきたいと思っています。

【委員】 竹林は伐採すると言われたことに関して、京丹後にいるアベサンショウウオという希少種の生息地は見事な竹林です。竹林がかなりあるということが、そのサンショウウオにとっては生存するのに適した環境になっていて、これまで何千年、何万年とそこで生きているわけです。つまり、全ての生きものにはそれぞれ背景があって、これはサンショウウオが住みやすそうな環境だとか、ここはだめだということは単純に決められませんし、水質がちょっと変わっただけであつという間に全滅することもあります。先ほど外来魚の話がありましたが、外来魚が原因の全てかどうかということもわかりません。そのあたりは時間をかけてじっくりやるしかないと思います。

【議長】 他はいかがでしょうか。

【委員】 景観の検討結果で、どのような空色にも対応できると書かれていますが、景観の場合、一般的に空との関係は考えません。また、基本的なことですが、景観にとって一番重要なことは、稜線を切るかどうかということですので、それを少しでも緩和することは可能でしょうか。

次に、建築物の基調色を3色の中から検討した結果、空色に対応してグレー系淡色としたとありますが、東側と西側では、かなり景観の印象が違います。東側から見た場合、周辺の白い建物と比較するとブラウン系淡色は突出したような色になりますが、西側から見た場合は山の稜線との比較になりますので、ブラウン系淡色のほうが自然になじみやすい色だと思います。

また5ページで、「法面の緑や20年後の壁面緑化を想定すると、緑が連続するC案を採用することとした」と書かれていますが、法面緑化でどのような樹種を植えるかによって10年、20年、30年後の状況が非常に違ってきますが、低木ではないですね。

【事業者】 森林法の規定で森林に戻すことという基準があります。本数については、1ヘクタールあたり2,000本以上というような基準があつて、その基準に従って植えていきます。

【委員】 樹種はなんですか。

【事業者】 樹種は、今選定しているところですが、常緑樹と広葉樹を混ぜたような形で、現地に生育する種を選定したいと考えています。

【委員】 わかりました。壁面緑化については、テイカカズラやカロライナジャスミン等の樹種を考えているとのことですが、これだけ大きな壁面で長期間にわたって壁面緑化を維持管理することは非常に難しいと思います。単に緑化すればいいというものではなくて、景観的にはそれが逆にうまく行かない場合が多いですし、お金もかかります。

都市部での事例はたくさんありますが、このような場所でここまで大規模な壁面緑化をすることに何の意味があるのでしょうか。後々の維持管理がうまく

いかな可能性のほうが高いと思います。

それと、色もすごく難しい問題です。西側と東側から見た場合の景観の印象が異なっているということもありますし、壁面の面積が大きいので、年数が経って色合いが変わってきたときに、どういうふうに見えるのかが心配です。景観は、基本的には空との関係ではなくて、人が見てどう思うかということであって、地域の人々が見たときのことのほうが重要です。きれいな色にすると維持管理が大変になって問題が出てくる可能性があります。そういうことを考えると、あまり頻繁に塗り変えなくてもすむような、もっと自然の色に近いもののほうがいいのではないかと思います。

【議長】 ほかはよろしいでしょうか。それでは、質疑は以上ということで、事業者の方、ご説明ありがとうございました。退席いただいて結構です。

《事業者退室》

【自然環境担当課長】 市の景観施策の補足ですが、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例がありますが、建築物についての緑化の割合を決めているもので、全市的な景観を対象にしたものではありません。

他にも、全市的な景観条例もあるにはあるのですが、市街地のウォーターフロントや旧居留地などを重点区域に指定し、その区域内の景観への配慮が主なものとなっています。

【委員】 景観に関して、市と事業者で協議をされているのでしょうか。

【環境保全部長】 おそらく、まだしていないと思います。

【委員】 景観について気になるのは、近隣にはこの規模の建物はほぼないですよ。高さ40mというと、10階建て以上のビルに相当します。1つの建物でこれだけの大きさのものは、このあたりにはほぼありませんので、実際の景観は今までイメージしていたものと全く違うものになる可能性があると思います。

【環境保全部長】 確かに、予測地点より近くにある岡場駅ホームから見た場合には、相当圧迫感があるかもしれません。

【委員】 もう一つ気になるのは、高さ30mと40mの建物の長さが300mあります。ということは、5分ぐらいはずっと壁を見ながら歩くことになるので、非常に圧迫感があると思います。

【委員】 これだけ大きな壁面を緑化することは無理だと思います。植樹した木が20年後にはかなり大きくなってきて、壁面緑化の部分と同じような状況になると思うので、そう考えると壁面緑化は必要ないのではないのでしょうか。

【委員】 ただ、法面の傾斜がきついので、法面に樹高10メートルの木があったとしても、建物の4分の1も隠れないと思います。

【議長】 今後のアセス手続をどうするかということについては、いかがでしょうか。

- 【自然環境担当課長】 事業者としても、資料を出し尽くした感じはありますし、この段階で一定の結論を出さなければいけないかと思っております。
- 【委員】 指摘すべき項目の一つは、これだけ大きな施設ができることによる景観の観点です。もう一つは、動植物に対する保全措置が確実に実施できるのかということについての疑問や不安です。
- 【委員】 特に、カスミサンショウウオの保全措置は、もう少し確実性を高めてほしいです。
- 【委員】 日本両棲類研究所はきちんとした組織です。ただ事業者は何年ぐらい管理するのかなどを聞いても、ちゃんとした返事が返ってきません。しかも、このサンショウウオはカスミサンショウウオではありませんから、事業者が根拠にしている情報はおそらく使えません。そのあたりも含めてちゃんと調べてほしいということを行うためには、アセスをやってもらったほうがいいと思います。
- 【議長】 事務局に確認ですが、今委員からご指摘があったように、アセス手続の中で、もっと詳細な検討をさせることができるのでしょうか。
- 【環境保全部長】 まさにそこが難しいところです。今後アセス手続をしてもらう意義がどこにあるのかという点です。例えば、調査が不十分である、あるいは予測の精度が低いといったことがあれば、アセス手続を実施することによって、よりよい事業計画にしてもらうことは可能だと思いますが、今回の事業について、そういう要素がどれだけあるかということです。
- どれくらいの期間維持管理をするつもりなのかといったことになると、アセス手続を実施したとしても同じ疑問が残ると思いますので、それだけをもってアセス手続をさせるというのは難しいと思います。
- それと、この事業は地区計画で定められていますので、例えば、建物をさらに小規模化させることができるのかどうかというところになると、そこもちょっと難しいと思います。
- 【自然環境担当課長】 モニタリングの期間や方法についての検証が必要ということであれば、例えば、今後、事後調査計画について審査会の意見を聞くことといった意見をつける方法もあります。
- 【環境保全部長】 例えば、事業者に検討会を設けてもらって、その検討会に市や市が推薦する委員が参画して定着を確認していくといった意見をつけるということも有り得ると思います。
- 【委員】 ギンランの保全地の西側が完全に法面になってしまって、緑地として残るのは本当に幅の狭い尾根部分だけで、そのような環境で本当に水が十分供給されるのかということが気になります。ギンランの生育場所だけを見て、今と全く同じ状況だから生育できますという説明しかありませんでした。これだけ周辺の地形が改変されても、生育に必要な水分環境が維持されるのかどうかということについて、ある程度予測してほしいと思います。

動物の面からみても、その場所の植生が確保されてはじめて、南北方向の生物の連続性が維持されるので、植生が完全になくなってしまいうであれば、生物の連続性の維持という説明自体も成り立たなくなります。

また、ギンランの保全のために草刈りをするという話でしたが、それをいつまでどういう体制でされるのかという点については、今の段階では全く資料がありません。

【環境保全部長】 先ほどはサンショウウオだけにとどめましたが、それに加えてギンランなども含めた検討会のようなものを設けて、事後調査を手厚くするという手法もあるかと思えます。一方で、アセスを実施させる目的が、事業地東側の土壌の水分含量だけということになると、少しバランスがとれていないような気がします。

【委員】 カスミサンショウウオに関しては、もう少し確実性がほしいので、日本両棲類研究所に詳しい資料を提出してもらうことはできないでしょうか。

【委員】 公共の機関ではないので、どのぐらいの期間、安定して存続しているのかということ自体に保証がないですね。

【環境保全部長】 例えば、日本両棲類研究所の方に参考人として出席していただいて、先ほど委員からご意見のあった、カスミサンショウウオと種が異なることについての認識や対応方法、ビオトープを作るとしても水質はどう考えるのか、そういったことを、事業者のアドバイザーとしてお答えいただくという方法もあるかと思えます。定着まで相当かかると思いますが、事業者と日本両棲類研究所がその間、きちんとやっていくという意志が確認できるのであれば、それは一定信用してもいいのかなという気はします。

【委員】 それができるのであれば、それが一番いいと思います。

【議長】 そうすると、今のご提案は、判定を延期することです。

【環境保全部長】 ここまでの委員の方々のご意見をお聞きしておりますと、もう少し事業者の意思を確認したいという意向だと感じました。

【委員】 日本両棲類研究所は信頼できるとして、ここに一体どれぐらい関わってもらえるのかという点は大事なことですし、事業者はちゃんとアドバイスを受けてやりますと言っていますが、本当はどういう話になっているのかというところもありますし、そういったところの話が聞けるのであれば、来ていただく意義はあると思います。

【委員】 本当に事業区域外に生息していないのかどうかということをちゃんと確認したほうがよいのではないのでしょうか。そこにいないのなら、移植しても望みが薄そうな気はします。

【自然環境担当課長】 事業者としては、そもそも池自体の環境が変わるので、現状と比べてもあまり意味がないということをお願いののだと思います。現状は外来種のいる深めの池ですが、外来種を取り除いて浅めの池に改修する計画になっています。お

そらく事業者としては、改修によってカスミサンショウウオの生息に適した環境を創出できると考えていると思います。

【委員】 水の供給源がどういう仕組みになっているかなどがわかりません。

【自然環境担当課長】 ほかのところから水が供給されているわけではないと思いますので、水源は雨水だと思います。

【委員】 それは今後も変わらないのでしょうか。

【環境保全部長】 そのことについては、事務局ではお答えできません。問題点は、カスミサンショウウオ、ギンランになると思います。その上で、委員の方々の疑念は、日本両棲類研究所はきちんとした団体だとしても、本事業のビオトープの確実性についてどのような認識をもたれているのか。事業者が単に助言を聞いただけであれば説得力がないと思いますが、この計画に対していろいろ考察された上で、ある程度の確実性を認めておられて、その監修のもとでやっていくということであれば、一定の信頼ができるのではないかと思います。

ギンランについても、こういう管理をすればある程度いけるといような専門家の助言を聞いた上で、もう少し詳細な保全計画を立てたり、あるいは現状のまま保全することが難しいのであれば、移植も含めてさらに計画を練っていただくなど、もう一度事業者に説明を求めるといことではいかがでしょうか。

そうやってきますと、かなり論点が絞られてきて、これらの懸念を解消すればアセス手続をさせる必要はないということになるかと思ひます。

【委員】 課題の一つは動植物ですが、もう一つは太陽と緑の道の付け替えによって、敷地の真ん中を突っ切る形になって、そこを人が行き来するときに、一体どのような景観の中を歩いていくのかという点が検討されていないと思ひます。事業区域の西側や東側から見た景観の予測はありましたが、太陽と緑の道が付け替えられた後に、いったいどのような景観の中を歩くことになるのかということが気になります。

【環境保全部長】 例えば、太陽と緑の道を歩いていてどう見えるかというパースを作っていたかどうかはどうかでしょうか。

【委員】 そういう資料があったほうがよいと思ひます。太陽と緑の道の付け替えは、市の担当部局も承認されているといことではいいですね。

【環境保全部長】 太陽と緑の道の指定部局は、明確な指定の根拠をもっているわけではありせん。また道路部局は、管理上の問題や安全上の問題を重視しますので、危険な場所を通ってもらうよりは、多少景観が悪くても安全な道を歩いてもらったほうがよいと考えているのだと思ひます。

【委員】 確かに、現地視察のときに今の太陽と緑の道を歩きましたが、ちょっと大変な所だなと感じました。

【委員】 付け替え後の道の両側は吹付工を行うといことでしたが、吹付工だけだと、単に建物の間を通っていくような感じになると思ひるので、やはり太陽と緑の道

としての連続性を確保した景観を作ってほしいと思います。

【議長】 付け替え後の道は普通の歩道ではないということを、事業者に認識してほしい、そして付け替え後の道は市に移管するから後は知らないということではなくて、そういう道に隣接したところをどのように整備していくかという観点を大事にしてほしいというご指摘ですね。

【委員】 今回の配慮書の段階では、人と自然のふれあいという観点はそもそも考慮されていないですね。付け替えることに対する代償として、もう少し配慮してほしいと思います。

【議長】 確認ですが、騒音の課題は、今日の説明で解消されたということによろしいですか。

【自然環境担当課長】 前回の審査会で、事業区域の南側エリアの交通量が過少評価になっている可能性があるとのことご指摘があり、それに対して事業者からは曖昧な回答しかありませんでした。

今回の説明では、周辺の物流事業者にヒアリングした結果でも、配送者等が利用する限界距離は事業者が設定した距離と同程度であるとのことでしたので、当初の予測通りの結果になるということです。

【環境保全部長】 当初の説明では、透水性舗装によって騒音を低減するということでしたが、透水性舗装の騒音低減効果は10年もありませんので、それ以降どうしていくのかというご指摘がありました。それに対して、事業者の回答は、最初の整備はするが、市に移管するので維持管理は神戸市でなされるはずとの回答でした。

【自然環境担当課長】 環境保全の観点からの苦情があった場合や、事後調査などで予測値を上回った場合は、きちんと対応することといった意見をつけてはいかがでしょうか。

【議長】 ここまでの審議を踏まえると、今回結論を出すのではなくて、もう一回審議を行うこととしてよいでしょうか。

今は事業者を通じた説明しか聞いていませんので、今日出てきた意見に関して、日本両棲類研究所がどのように認識されているのかを確認させていただきたいと思います。

【自然環境担当課長】 それ以外に、太陽と緑の道から見た景観をパースで示していただくようにしたいと思います。

提案になりますが、現時点での積み残しとしては、動植物と太陽と緑の道からの景観と、カスミサンショウウオ等の希少種の保全に絞らせていただいて、それ以外の環境要素に関する審査会からの指摘については、これまでの議論を踏まえて、事務局で整理させていただいて、次回までに案としてお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

【議長】 判定の結果がどうなるかは別として、審査会として意見すべきことを先に整理しておくということですね。

【自然環境担当課長】 はい。この段階で一旦整理したものを事前にお示しして、次の部会でご意見

いただければと思っております。

動植物に関しては、次回の審議を踏まえた修正があると思いますが、その点も含めて、次回の部会で決めていただければと思っています。

【環境保全部長】 今回積み残しとなった事項が次回で解消されれば、手続の省略を認めるという方向性でよろしいでしょうか。つまり、フルアセスを回避する方向で認めるが、まだ懸念が残っているのでそれを解消してほしいという方向性でよろしいでしょうか。

【議長】 やはりフルアセスを求めるということであれば、それによって何か新しいものが出てきたり、より深められたものが出てきたりすることが期待されないと難しいと思います。

今回、判定願の審議において、審査会からの疑問や意見を踏まえて、事業者にもそれなりの対応をしていただいて、懸念される点についてはかなり解消されましたし、追加資料も提出していただきました。このような状況でフルアセスをさせたとしても、今まで以上のものが期待できるわけではなさそうですので、事務局からの提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 それでは、事務局は次回の部会に向けた準備をお願いします。
本日の審議はこれで終了いたします。ありがとうございました。